



## 令和6年度第3回結城地域アグリ講座を開講しました

9月24日（火）、結城普及センターにて第3回結城地域アグリ講座「農薬安全使用・病虫害講座」を開講しました。本講座は県西地域の3普及センター合同で開催し、各地域の若手農業者9名が参加しました。

まず、当普及センターの職員が「病虫害防除のポイント」と題し、病虫害が発生しにくい環境の整備や、発生・拡大する要因について講義をしました。本年の害虫の発生状況について説明し、今後の害虫発生に対して注意を呼びかけました。

また、公益社団法人緑の安全推進協会から講師を招き、農薬使用時における注意事項や農薬のリスクについて学びました。

受講生は真剣にメモをとり、農薬の作用等について質問もあがり、積極的に講座に参加している様子が見られました。また、「防除のポイントを学べてよかった。取り扱いや使用ルールに気を付けたい」等の感想があり、有意義な講座になりました。

普及センターでは、今後も管内の若手農業者の知識・技術取得のため、支援していきます。



## 農業機械や作業環境の点検を心がけましょう

ここ数年、農作業中の事故により全国で毎年200名以上の方が死亡しています。

経営主とその家族だけでなく、従業員に対しても農作業安全に関する意識啓発と教育に取り組むことで、みんなが安全に働きやすい環境づくりを進めることが今後益々重要になってきています。

事故を未然に防ぐために、農業機械や作業環境の点検を行いましょう。

### 機械は必ず作業開始前に点検し、併せて定期的な検査を

- ・トラクターを使用するときは、作業開始前に、オイル量、ベルトのゆるみ・損傷、安全カバー、クラッチ・ブレーキの利き等を点検しましょう。
- ・フォークリフト、小型ボイラーなど定期的な検査や有資格者による検査が義務付けられている機械があります。機械が急に故障すると思わぬ災害が発生することがあります。

### 4S活動で、働きやすく安全な環境を作りましょう

「整理」「整頓」「清掃」「清潔」

- ・4S活動を行うことにより、農作業が行いやすくなるだけでなく、通路で物につまずいたり、滑るなどの怪我の要因も取り除くことができます。また、清潔な状態を保つことで、異常にも気づきやすくなります。

茨城県や農林水産省から農作業安全に対する手引きが公開されています。安全に作業するために参考にしてください。

茨城県

「農作業安全の手引き」



農林水産省

「農作業安全を学びましょう」



# JA常総ひかり抑制アールスメロン目揃え会が開催されました

9月13日（金）、JA常総ひかり八千代青果センターにて、抑制アールスメロン目揃え会が開催され、生産者10名が参加しました。

JA常総ひかり管内では、抑制アールスメロン栽培面積約8ha、生産者22名で栽培に取り組んでいます。出荷は9月下旬にピークを迎え、11月上旬まで出荷が続く予定です。

部会長からは「今年も猛暑のなか、肥培管理等、生産者が苦労して仕上げたメロンであるため、是非有利販売につなげて欲しい。」との挨拶があり、部会員の出荷品について品質区分の分け方、出荷規格などを確認しました。

市場関係者からは「出荷規格について、メロンのアンテナの萎れがあると、品質区分に影響があるため、しっかりと目揃えして頂きたい。」とのお話がありました。

最後に普及センターから、出荷後発生する病害及び果実内発芽について説明しました。

今後も、露地野菜の高品質・安定生産のため、産地を支援していきます。



## 6次産業化の取り組みポイント

6次産業化とは、農産物の生産（1次産業）、加工（2次産業）、販売（3次産業）を一貫して、あるいは商工業者等と連携して行うことで、生産物の付加価値を高める取り組みです。

農林漁業では競争力強化や従事者の確保が課題となっており、成長産業として発展させる6次産業化への期待は高まっています。

取り組む際は下記のポイントに注意しましょう。

### 取り組み時の注意点

まず、「誰に・何を・どこで・どれくらい提供する」を具体的に考え、ターゲットを明確にします。また、施設整備や技術習得に係る費用、期間などの数字を明確にしましょう。

### HACCPに沿った衛生管理をしましょう

HACCPとは、食品を扱う過程で、食品の安全性を確保するために重要な工程を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法です。令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が完全義務化され、小規模な事業者であっても「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む必要があります。

厚生労働省のホームページでは、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」が公開されていますので、製造する加工品に適した手引書を活用しましょう。

### 食品衛生表示の確認を

食品表示は、食品表示法で定められたルールにしたがって表示する必要があります。

消費者に適切な情報を伝えるため、茨城県で公開している食品表示ガイドなどを参考に食品表示を作成し、管轄保健所等に相談しましょう。

下記のHPを参考に6次産業化に取り組んでみましょう

厚生労働省  
HACCPの考え方を取り入れた  
衛生管理のための手引書



茨城県  
食品表示ガイド

